

大野市民センター基本使用料

◎貸室の使用料

使用場所等		時間貸し使用料（1時間につき）			通し貸し使用料			
		9:00～13:00	13:00～18:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
会議室（大）		円 500	円 500	円 760	円 3,550	円 5,070	円 6,580	
和室（大）		540	530	850	3,790	5,540	7,180	
和室（小）		170	160	250	1,140	1,630	2,130	
視聴覚室		340	350	500	2,410	3,420	4,430	
調理室		600	580	930	4,060	6,000	7,780	
陶芸室		300	310	460	2,060	2,990	3,850	
体育館	貸切使用	スポーツに使用する 場合	500	500	760	3,550	5,070	6,580
		スポーツ以外に使用する 場合	1,230	1,240	1,820	8,620	12,210	15,880
	個人使用 (1人につき)	小学生	20			/		
		中学生	40					
		高校生	70					
一般（大学生を含む。）	100							

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割増しの額とする。
- 2 暖房を使用する期間(原則として11月から4月まで)の使用料は、規定使用料の3割増しの額とする。
- 3 和室(大)を仕切って1室のみを使用する場合の使用料は、規定使用料の5割の額とする。
- 4 陶芸室の焼窯を使用したときは、燃料代等の実費を徴収する。
- 5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。